



消防法及び苫小牧市火災予防条例により、 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です

未設置宅については、**条例違反**となりますので、かならず付けましょう!!



家のどこに付けるの?
(苫小牧市の条例が定める設置場所)

- 取り付けが義務付けられているところ
- 義務付けではありませんが、取り付けをおすすめするところ

1 寝室

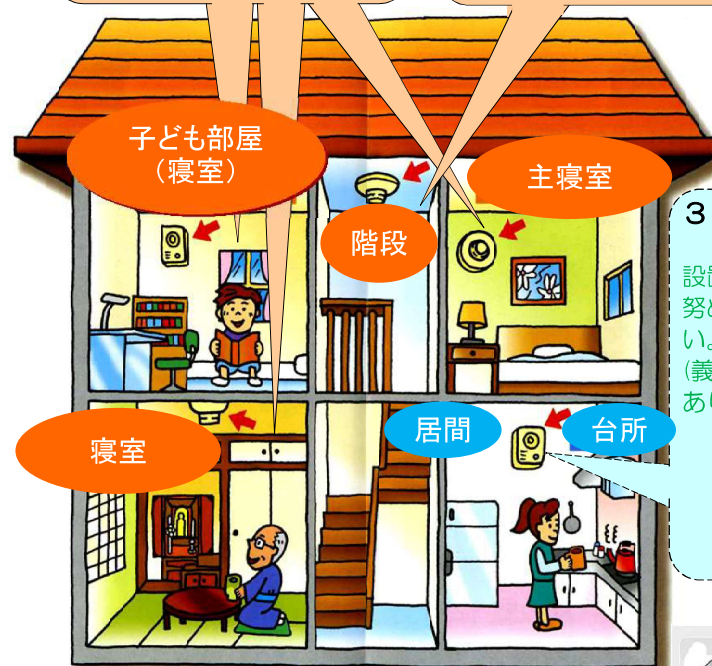
就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

煙式

2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。

煙式



3 台所や居間

設置するよう努めてください。
(義務付けではありません。)

煙式

または

熱式



なぜ住宅用火災警報器が必要なの?

住宅火災により亡くなった人の多くが「発見の遅れ」「逃げ遅れ」です



住宅用火災警報器の設置により、火災を早期に発見することができます

設置による効果

- 早くに通報することができます
- 火災の拡大を未然に防げます
- 死者数が大幅に減少しています



どこで買えるの?

消防用設備等の取扱店、電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます

～悪質な訪問販売等にご注意!!～



消防職員や市職員が、「住宅用火災警報器等」を直接販売したり、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。



障がい者の方には

身体障害者手帳2級以上、または療育手帳A判定をお持ちの方で、火災発生の感知・避難が困難な方には、障がい者用火災報知器を購入する際の給付制度があります。(世帯の要件があるので、お問い合わせください)

申請・お問い合わせ

障がい福祉課 (市役所 1 階 1 4 番窓口)
Tel 3 2 - 6 3 5 6

つけましたか?

住宅用火災警報



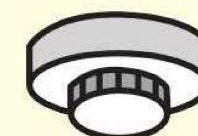
住宅用火災警報器に関する お問い合わせは

苫小牧市消防本部予防室
☎84-5026・84-5027

10年たったら、 とりカエル。 お宅の火災警報器の話です。



お宅でも
交換してね!



火災警報器は
大切な家族の暮らしと命を
見守ります!

とりカエルの
スペシャルサイトも
チェックしてね!



とりカエル 検索

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

☎84-5026・84-5027

苫小牧市消防本部予防室予防担当